

ガソリンカルテルに係る指名停止措置について

以下のとおり、12月10日(水)付けで指名停止措置を行った。

商号又は名称	株式会社高見澤(長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14)【工事・物品】 サンリン株式会社(東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3)【工事・物品】 相馬商事株式会社(佐久市野沢1番地)【物品】 北信米油株式会社(長野市柳原2551番地)【工事・物品】 株式会社本久(長野市桐原一丁目3番5号)【工事・物品】 株式会社カワネン(長野市稲里町下氷鉋499-3)【物品】 吉田興産株式会社(長野市若里5丁目16-8)【物品】 株式会社武重商会(上田市常田二丁目20番26号)【物品】 渡辺商事株式会社(長野市篠ノ井御幣川1128番地の1)【物品】 株式会社花岡(長野市吉田4丁目14番15号)【物品】
指名停止の期間	株式会社高見澤 R7.12.10~R8.8.9(8か月) 長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準 長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準 第4第2項第1号(短期加重措置)適用 サンリン株式会社 他8者 R7.12.10~R8.4.9(4か月)
事実概要	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不相当であると認められる。
理由	【物品】 物品等入札参加者指名停止等措置基準別表第2第6号(独占禁止法違反)に該当し、物品等供給契約の相手方として不相当であると認められる。 【工事】 建設工事等入札参加者指名停止等措置基準別表第2第6号(独占禁止法違反)に該当し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められる。